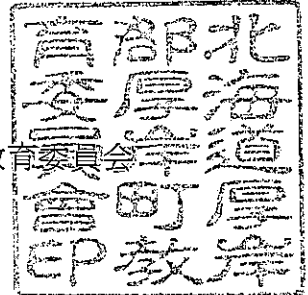


厚岸町教育委員会規則第3号

厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月20日

厚岸町教育委員会



厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則

厚岸町立学校管理規則（昭和45年厚岸町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市町村立学校職員給与負担法」の次に「(昭和23年法律第135号)」を加える。

第20条の見出しを「(営利企業の従事等)」に改め、同条中「職員の営利企業等に従事する」を「職員が営利企業への従事等を行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。